

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター所長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

(選考)

第1条 日本伝統音楽研究センター所長（以下「所長」という。）の選考は、この規程の定めるところにより日本伝統音楽研究センター教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(所長の任期)

第2条 所長の任期は、その就任の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

(所長選考の場合及び時期)

第3条 所長の選考は、次の場合にこれを行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が任期満了に先立ってその任を退いたとき。
- (3) 所長が欠員になったとき。

2 前項第1号の場合においては、任期満了の15日前までに所長選考を終了しなければならない。

3 第1項第2号及び第3号の場合においては、直ちに教授会の互選により所長職務代理を定めなければならない。所長職務代理は、就任の日から1ヶ月以内に所長選考の手続を開始しなければならない。

(選考の方法)

第4条 所長の選考は、選挙によりこれを行う。

(資格の認定と不在投票)

第5条 所長選考における被選挙権、選挙権及び投票権の資格の認定は、教授会が行い、すべて選挙公示の日を基準とする。

2 不在者投票の方法及び期間は、別に定める。

(選挙権)

第6条 選挙は、教授会の構成員がこれを行う。

(選挙の方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票によりこれを行い、投票総数の最高得票を得た者を当選者とする。

2 前項の選挙は、選挙権者の3分の2以上の投票がなければならない。

(所長予定者の申請)

第8条 所長または所長職務代理者は、前条の規定により決定した当選者を所長予定者として学長に報告する。

(選考管理委員会及び構成)

第9条 所長選考の管理を行うためセンター所長選考管理委員会（以下「選考管理委員会」という。）を設ける。

2 選考管理委員会の委員は、教授会が選出する。

3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(選考管理委員会の職務)

第10条 選考管理委員会は、選挙の公示、選挙日及び場所の通知、選挙資格者及び被選挙権者名簿の作成、投票用紙の作成、投票及び開票の管理、投票効力の判定、選挙記録の作成その他の職務遂行に伴う業務を行う。

2 前項の職務遂行に伴う事務は、教務学生課がこれを行う。

(規程の運用及び改正)

第11条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、教授会がこれを決定する。

2 この規程を改正するための手続は、教授会において行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月17日から施行する。